

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、経営理念のもと、企業価値の最大化に向けて、全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的に成長し、発展していくことをめざしています。

そして、その実現には、国際社会から信頼される企業市民として、公正で透明性の高い経営活動を展開することが重要であり、以下の5点を基本方針に掲げ、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいきます。

1. 株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使に係る環境整備や権利保護に努めます。
2. 株主以外のステークホルダー（お客様、仕入先、従業員、地域社会等）と、社会良識をもった誠実な協働に努めます。
3. 法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報も主体的に発信し、透明性の確保に努めます。
4. 透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 株主とは、当社の長期安定的な成長の方向性を共有した上で、建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードのすべての原則について、2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しております。

改訂後のコーポレートガバナンス・コードの内容を踏まえた「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」については、準備が出来次第、速やかに提出致します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 . いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社が行う自動車部品事業や住生活・エネルギー関連事業において、激しい競争を勝ち抜き、今後も成長を続けていくためには、開発・調達・生産・物流・販売の全ての過程において、様々な企業との協力関係が不可欠と考えています。このため、当社は、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、政策保有株式を保有しています。

2. 当社の政策保有のねらい・合理性の説明

当社は、必要に応じて、保有先の企業と企業価値向上や持続的成長を促す観点からの建設的な対話を行い、経営上の課題の共有や問題の改善に繋げています。また、取締役会で主要な政策保有株式につきまして、そのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行っております。

3. 当社の議決権行使に関する基本方針

(1) 議決権行使の基本的な考え方

当社は、議決権の行使は、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、当該投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、中長期的な視点での企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

(2) 議決権行使のプロセス

当社は、議決権行使にあたっては、投資先企業において当該企業の発展と株主の利益を重視した経営が行われているか、反社会的行為を行っていないか等に着目し、議案ごとに確認を行います。加えて、下記に記載した項目については必要に応じて個別に精査した上で、当該企業との対話等の結果を勘案し、議案への賛否を判断します。

（株主還元、授権資本の拡大、買収防衛策、事業再編 等）

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社は、会社法等に基づき、取締役会の承認を得なければ、当社役員が利益相反取引を行ってはならない旨を取締役会規則等で定めており、その取引実績については、関連法令に基づき、適時適切に開示しています。また、主要株主等との取引を行う場合には、取引の重要性の高い取引について、取締役会にて内容の確認を実施しています。なお、主要株主等との取引条件については、市場価格、総原価を勘案して希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ決定しています。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

1. 経営戦略、経営計画

当社では、2012年4月に、グループで共有する新たな成長シナリオ「AISIN Group VISION 2020」を発行し、グループのめざす姿を「かけがえのないグローバルパートナー」としました。

具体的には、「世界各地域に根付き、自立した事業を展開するグループ」「環境・安全で世界になくはならないグループ」「世界の多様な人材が働きがいを持つグループ」「CSRで世界の模範となるグループ」という4つのあるべきグループ像に向けて全力を注いでいきます。

その上で、ビジョン実現をめざした取り組みとして、「グローバルな事業体制の確立」「コア事業の競争力確立」「第二の柱となる新たな事業の創出」「強固な収益体質の実現」「グローバルでのCSR活動の推進」の5つを確実に推進していきます。

また、グループで向かう方向性や課題認識を合わせ、グループとしての一体感や変化への対応力を強化することを目的に、2017年度より「グループ経営方針」を策定しました。

なお、経営理念、AISIN Group VISION 2020、グループ経営方針を当社ホームページにて掲載しておりますのでご参照下さい。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社では、経営理念のもと、企業価値の最大化に向けて、全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的に成長し、発展していくことをめざしています。

そして、その実現には、国際社会から信頼される企業市民として、公正で透明性の高い経営活動を展開することが重要であり、以下の5点を基本方針に掲げ、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいきます。

- (1)株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使に係る環境整備や権利保護に努めます。
- (2)株主以外のステークホルダー（お客様、仕入先、従業員、地域社会等）と、社会良識をもった誠実な協働に努めます。
- (3)法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報も主体的に発信し、透明性の確保に努めます。
- (4)透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5)株主とは、当社の長期安定的な成長の方向性を共有した上で、建設的な対話に努めます。

3. 役員報酬の決定方針・手続き

当社の取締役報酬は、月額報酬と賞与により構成した報酬体系としています。

月額報酬については、職責や経験、また同業他社の動向を反映させた報酬としています。また、賞与については、各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社の動向、および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案の上、検討しています。

社外取締役・監査役は、独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、賞与の支給はありません。

非常勤取締役・監査役の報酬は、職責、他社の動向を反映させた報酬としております。

決定するにあたっての手続きとしては、社長、担当副社長および社外取締役が報酬審議会にて、上記方針に従い検討しています。

4. 役員選任(指名)の方針・手続き

当社の取締役・監査役候補の指名に関しては、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討しています。

指名および選任にあたっての手続きとしては、社長、担当副社長および社外取締役が役員人事審議会にて、上記方針に従い検討しています。

5. 役員選任理由

個々の選任理由に関しては、当社ホームページの株主総会招集ご通知に記載しています。(URL:<http://www.aisin.co.jp/>)

【原則4 - 1 . 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4 - 1(1)

当社では、取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資など、取締役会規則に定めた経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置づけています。

また、業務執行機関として、経営委員会や執行委員会等の会議体を設け、重要課題の審議の充実をはかるとともに、企業行動倫理委員会や危機管理委員会など、組織横断的な各種会議体を設け、重要課題に対して様々な観点からの検討・モニタリングを行い、適正な意思決定に努めています。

その上で、取締役は、経営方針の策定と、それに基づく業務執行の監督を主務とし、執行役員が業務執行の役割を担い、機動的な意思決定を行っています。

【原則4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、長期安定的な成長と発展に寄与するように、2014年6月18日開催の定時株主総会にて社外取締役2名を、2016年6月17日開催の定時株主総会にて社外取締役1名を追加選任し、合計3名の社外取締役体制となりました。従来通り、これまでの経歴で培われた専門的な知識・幅広い経験等を当社の経営に活かして頂いています。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法および東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

【原則4 - 11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4 - 11(1)

当社取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、的確・迅速・公正な意思決定が行われるよう努めています。その実現のため、当社取締役会は、当社が属する業界の内外を問わず高度な専門性を有する者を社外取締役に複数選任すること、また、効率的な連結経営を意識し、主要な子会社の取締役を当社取締役に選任することなど、様々な方策を総合的に勘案し、取締役会の多様性及び全体としての知識・経験・能力のバランスが当社にとって最適な形で確保されるよう努めています。また、定款にて取締役の数を15名までと定め、迅速な意思決定を行うよう努めています。

補充原則4 - 11(2)

当社取締役・監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めています。また、当社は、毎年定時株主総会招集ご通知にて各取締役・監査役の重要な兼任状況について開示しています。

補充原則4 - 11(3)

当社取締役会は、複数の社外取締役をメンバーに加えることにより、取締役会としての判断や会議の運営など、取締役会全体の実効性を担保していくよう努めています。取締役会全体の実効性について、全ての社外取締役と社外監査役にヒアリング調査を実施し、その結果に基づき、改善に努めてまいります。

2017年度末に実施したヒアリング調査においては、当社取締役会は「全体として機能している」という評価をいただきました。ご指摘いただいたご意見を基に、改善すべき項目に関しては次年度に向けて改善を進めてまいります。

【原則4 - 14 . 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4 - 14(2)

当社では、社外者を含め、取締役および監査役に期待される役割と責務を全うできる者を選任しています。それを踏まえ、内部昇格による新任役員については、経営者として習得しておくべき、法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図っていきます。社外取締役・社外監査役については、会社の事業や機能等を理解していく活動を実施していきます。また、就任後の知識更新の機会として、情報交換・相互研鑽の場を設けていきます。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指したビジョンを策定し、当社の経営方針を分かりやすい形で明確に説明し、株主の理解が得られるよう努めています。

- 株主との対話全般については、経営管理部門(財務・経理系)の担当役員が統括しており、決算説明会をはじめとした様々な取組みを通じて、建設的な対話の実現できるよう積極的な対応を心掛けています。
- 経営企画・財務・経理・広報・技術企画等の部署およびグループ各社等の関連部署との連携によるIRコミッティーを実施し、IR情報の共有・知識の共有・IRの方向性の検討・開示資料の作成等を積極的に進めています。
- 個別面談以外の対話の手段としては、年4回決算発表後にアナリスト・投資家向けに決算説明会、国内外の証券会社カンファレンスを活用した会社説明会等を実施しています。また、投資家からの要望をもとに工場見学会などを実施しています。
- 株主との対話を通じて把握した株主の意見・懸念等は適宜集約し、取締役会で報告し、経営陣および関係部門へフィードバックし、情報の周知・共有を行っています。
- インサイダー情報の管理に関する規定・役員内規を策定し、管理しています。決算発表前の期間は、サイレント期間とし、投資家との対話・取材を制限しています。その他社内にインサイダー情報が発生する際には、インサイダー情報の登録管理台帳に関係者が署名し、インサイダー情報管理の徹底をはかっています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	66,863,157	24.81
株式会社豊田自動織機	20,711,309	7.68
株式会社デンソー	12,964,922	4.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,041,400	3.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,347,900	3.46
東和不動産株式会社	6,344,791	2.35
日本生命保険相互会社	5,670,090	2.10
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3,700,720	1.37
明治安田生命保険相互会社	3,675,238	1.36
全国共済農業協同組合連合会	3,439,800	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小林 敏雄	学者													
原口 恒和	他の会社の出身者													
濱田 道代	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 敏雄			東京大学生産技術研究所教授、一般財団法人日本自動車研究所代表理事・所長等を歴任され、その経歴を通じて培われた専門的な知識・幅広い経験等を当社の経営にいかしていただける。また、独立役員の属性として、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識している。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 光久			トヨタ自動車株式会社取締役副社長等を歴任され、経営者としての豊富な経験および幅広い見識で監査していただける。
小林 量			名古屋大学大学院法学研究科教授であり、法律の専門家として学問的な見地から監査をしていただける。また、独立役員の属性として、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識している。
高須 光			公認会計士の資格を有しており、財務および会計の専門家としての見地から監査をしていただける。また、独立役員の属性として、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識している。

【独立役員関係】

独立役員の人数 5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

2011年8月までストックオプションを付与していましたが2012年以降は付与していません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書は、当社のホームページにも掲載し、公衆の縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役および監査役のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しています。各取締役の報酬額は、社長・副社長および社外取締役が報酬審議会にて審議・決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、総合企画部内に専任スタッフを選定し、取締役会上程議案の事前説明、重要会議の内容についての情報提供を行っております。また、社外監査役に対しては、毎月、監査役室から社外監査役に対して、取締役会上程議案の事前説明、重要会議の内容についての情報提供などを行っています。また、監査役を補佐する専任のスタッフを置く監査役室を設置し、社外監査役の監査活動を補佐しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
伊原 保守	相談役	外部団体の役員等への就任	非常勤・報酬有	2018/6/19	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項 **更新**

- ・当社は、取締役社長を退任した相談役の氏名を記載しております。
- ・当社は、相談役の委嘱について、毎年、役員人事審議会で審議し、取締役会で決定しています。
- ・当社相談役は、当社の取締役会及び経営に関わるその他の会議体には出席することなく、当社の経営上の意思決定に関与する権限を有しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度を採用し、社外監査役3名を含む5名の監査役で取締役の職務執行ならびに当社および国内外子会社の業務や財政状況について監査を実施しております。

内部統制システムとしては、取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資など、経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置づけしており、原則として毎月1回開催しています。また、取締役会の下部機構として、グループ経営委員会や執行委員会等の会議体を設け、重要課題の審議の充実をはかるとともに、(連結)企業行動倫理委員会や(連結)危機管理委員会など、組織横断的な各種会議体を設け、重要課題に対して様々な観点からの検討・モニタリングを行い、適正な意思決定に努めています。

取締役、監査役の選任に関しては、社長、担当副社長及び社外取締役からなる役員人事審議会にて審議・検討を行っております。また、各取締役、監査役の報酬については、社長、担当副社長及び社外取締役からなる報酬審議会にて審議・検討を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役は経営方針の策定と、それに基づく業務執行の監督を主務とし、執行役員が業務執行の役割を担い、機動的な意思決定を行っています。また、当社は監査役会を設置し、社外監査役3名を含む5名の監査役で取締役の職務執行ならびに当社および国内外子会社の業務や財政状況について監査を実施しており、コーポレート・ガバナンスの有効性の確保に向け、現状の体制としています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2018年度実施:6月19日
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	要約した英文の招集通知を作成した上で、東京証券取引所ホームページにおける、当社についての上場会社詳細(基本情報)上などに提供しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後にアナリスト・投資家向け会社説明会を行っています(年4回)。また、個別取材については、随時対応しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.aisin.co.jp/investors/settlement/ にて掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署(担当者)の設置 広報部、総合企画部、経理部にIR担当者が数名おります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業市民として積極的に社会的責任を果たして行くことを経営の基本におき、これを「アイシングループ企業行動憲章」として定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「経営理念」に「社会・自然との共生」を掲げ、企業として成長をはかるとともに、社会の一員として積極的に社会責任を果たしていくことを経営の基本姿勢においております。主な活動は、『アイシングループレポート(経営年次報告書)』にて報告しています。又、環境保全活動については、当社ホームページ http://www.aisin.co.jp/csr/ にて紹介しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示については、社内規程により、子会社を含めた内部重要情報の管理、適時開示についての体制および手続きを定めています。その社内規程に基づき、各会議体での議案、当社および子会社で発生した重要情報については、即時に情報管理責任者に報告されることとなっています。報告を受けた情報管理責任者は、「判定会議」を招集し、その情報の重要性および適時開示の必要性を判断し、代表取締役等に報告するとともに適時開示の措置をとっています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が取締役会において決議した内部統制に関する基本方針および当該方針に関する運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

【基本方針1】

取締役は、グループ共通の基本的な理念や企業行動憲章に基づき、法令および定款に適合することを確保するための体制整備に努める。

企業行動倫理や取締役に必要な法知識をまとめた解説書等を用い、役員就任時等の研修の場において、取締役が法令および定款に則って行動するよう徹底する。

業務執行にあたっては、取締役会、経営委員会等に加え、各種委員会・審議会等組織を横断した会議体で総合的に検討したうえで意思決定する。

企業行動倫理に関する委員会を設置し、法令および企業行動倫理遵守に向けた方針と体制について審議・決定する。

【運用状況の概要】

(1) 継続的取組み

ア) 当社グループ共通の「アイシングループ企業行動憲章」に基づき、コンプライアンスの徹底を宣言するとともに、グループとしての推進体制を構築している。

イ) 役員に対し、関係法令の手引きを配布のうえ、コンプライアンス研修を毎年開催している。

ウ) 取締役会での決定までのステップとして、経営委員会、執行委員会、各種機能会議にて審議を行っている。

エ) 企業行動倫理委員会において、グループ全体の活動方針と体制を決定している。

(2) 2017年度の特徴的取組み

・各種委員会(企業行動倫理、中央安全衛生、危機管理、環境)をグループ主要中核会社のトップ参加による連結の委員会に拡大するとともに、(連結)企業行動倫理委員会では、グループ一丸となったコンプライアンス体制推進のため、各社のアクションプランの報告とフォローを開始した。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

【基本方針2】

取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程ならびに法令に基づき、各担当部署に適切に保存および管理させる。

【運用状況の概要】

(1) 継続的取組み

ア) 取締役会議事録および全社会議体の報告資料、議事録等の情報を、関係規程ならびに法令に基づき、適切に保存している。

イ) 当社グループの機密情報に関しては、取扱いに関するルールや体制を確立し、適切に管理している。

(2) 2017年度の特徴的取組み

・オールドヨタセキュリティガイドライン(ATSG)ver.6のグループ全体での定着と新たな脅威(サイバー攻撃)等への対応に向けたATSG ver.7の展開を開始した。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【基本方針3】

危機管理に関する委員会を設け、全体的なリスクの把握・評価と重点的に対策すべき事項等、リスク管理に関する重要な方針および体制について審議・決定する。これに基づき、リスクの未然防止等の事前対応活動と万一危機が顕在化したときの事後対応活動を行う。

財務報告の正確性と信頼性を確保するために、業務プロセス等におけるリスクの特定および文書化を行うとともに、定期的に統制活動の実施状況を評価する。

【運用状況の概要】

(1) 継続的取組み

ア) 危機管理委員会において、連結全体の共通重要リスクの特定と対応策検討、また経営委員会において、事業・投資リスクの多面的な検討を行っている。

イ) J-SOX監査による評価、改善を毎年実施している。

(2) 2017年度の特徴的取組み

・グループ主要中核会社や海外統括会社を含めた(連結)危機管理委員会での国内外重要リスクの共有および活動計画のフォローを開始した。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【基本方針4】

グループ経営方針を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。

取締役と執行役員による役員制度により、取締役はグループ経営方針に基づいて執行役員を指揮監督するとともに、執行役員に各部門における執行の権限を与えて機動的な意思決定を行う。

【運用状況の概要】

(1) 継続的取組み

ア) トップによるグループ経営方針説明会を国内外のグループ全社に対して実施している。

イ) 戦略決定を行う取締役が、業務執行を行う執行役員を指揮監督し、課題を明確にしたうえで、事業を遂行している。

(2) 2017年度の特徴的取組み

・経営の透明性およびコーポレートガバナンスの強化を目的として、相談役・顧問等に就任する際のルールを明確化した。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

【基本方針5】

企業行動倫理に関する委員会の方針に基づき、企業行動倫理に関するガイドの配布や法務教育・階層別教育等を通じて、従業員に対しコンプライアンスの徹底をはかる。

コンプライアンスに関する問題および疑問点に関しては、企業行動倫理相談窓口等を通じて、情報の早期把握および解決をはかる。

内部監査部門による継続的な実地監査を行う。

【運用状況の概要】

(1) 継続的取組み

ア) 当社グループ共通の「社会的責任を踏まえた行動指針」に基づくコンプライアンス研修を実施し、グループ倫理強化月間を毎年開催している。

イ) 企業行動倫理相談窓口等による不正行為の早期発見・是正を徹底している。また、不正行為を通報した者の保護を社内ルールで規定している。

ウ) 内部監査部門と機能部署との連携による監査・業務点検を行っている。

(2) 2017年度の特徴的取組み

・ 倫理相談窓口案件のグループ集約を開始した。また、グループ各社の倫理相談窓口案件について、早期の適切な解決に向けた対応支援を実施した。

6. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

【基本方針6】

グループ共通の基本的な理念と企業行動憲章に基づき、法令および定款に適合することを確保するための体制整備に努めるとともに、人的交流等を通じてその浸透をはかる。

子会社の経営上の重要事項に関しては、グループレベルの経営委員会にて審議・決定の上、当社および各子会社の取締役会にて決議される。

グループレベルの会議体や委員会、機能部門毎の情報交換により、グループ各社への情報展開および業務の適正性確保のための体制整備や活動推進を行う。

グループ会社のリスク管理に関しては、グループレベルの危機管理委員会にて推進体制および基本的ルールを審議・決定し、重要リスクの対応計画策定と進捗状況の報告、およびモニタリングを実施する。

子会社管理部門による、各社の事業活動計画および実績把握を行い、各社の業務の効率性確保に努める。

内部監査部門等による、子会社の業務の適正性に関するモニタリングを行う。

【運用状況の概要】

(1) 継続的取組み

ア) グループ経営委員会を設置し、グループ経営における最重要案件を審議・決定している。

イ) グループ間の人事交流によるコミュニケーションを強化している。

ウ) グループ経営本部がグループ各社の運営、事業企画等をサポートしている。

エ) 内部監査部門がグループ全体の監査を実施している。

(2) 2017年度の特徴的取組み

・ パーチャルカンパニー制確立に向けて、パーチャルカンパニープレジデントを当社取締役に任用した。

・ 内部監査の高度化をねらいに、グループ主要中核会社の監査機能を一体化し、グループ全体を監査する、グループ経営管理部門監査部を設置した。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

【基本方針7】

監査役の職務を補助する専任部門を設置し、使用人を置く。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性に関する事項

【基本方針8】

監査役の職務を補助する使用人の人事については、事前に監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を得る。

9. 監査役への報告に関する体制

【基本方針9】

取締役は、主な業務執行について適宜適切に監査役に報告するほか、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告を行う。

取締役、執行役員および使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時監査役に事業の報告を行うほか、必要に応じ子会社の取締役からも報告を行わせる。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

【基本方針10】

監査役への報告をした者については、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう適切に対処する。

11. 監査役職務執行について生ずる費用の確保に関する事項

【基本方針11】

監査役職務執行に必要な費用については、当社がこれを負担する。

12. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【基本方針12】

取締役は、監査役職務の実効性を高めるため、監査役的重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の実地監査、会計監査人との会合等の監査活動に積極的に協力する。

内部監査部門は、監査役との連携を密にし、監査役に対し内部監査結果の報告を行う。

【基本方針7から12に関する運用状況の概要】

(1) 継続的取組み

ア) 取締役等の指揮命令から独立した監査役室を設置し、専任者を配置している。

イ) 重要会議への出席や、役員・従業員からの報告、或いは工場・営業所・国内外の子会社への監査が制約なく行えるようにしている。

ウ) 内部監査部門が内部監査結果を報告したり監査役職務のフォローを行うといった緊密な連携をとっている。

エ) 企業行動倫理相談窓口等は受付けた案件を定期的に報告している。

(2) 2017年度の特徴的取組み

・ パーチャルカンパニープレジデントから業務執行状況について監査役会で聴取、また、グループ各社トップとの個別意見交換会を実施した。

・ 監査役・会計監査人・内部監査部門の連携強化をねらいに、相互に監査結果を共有し、次の監査でのフォロー、または監査ポイント設定に活用を開始した。

(注) 内部統制に関する基本方針は2018年4月19日に開催された取締役会にて当社の現状に合わせた改定(経営方針や会議体がグループ共通である旨を明記する等)をしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、以下のとおりであり、「アイシングループ企業行動憲章」の一つとして定め、役員をはじめ全従業員に周知しています。

(1)基本的な考え方

役員から従業員一人ひとりに至るまで、強い遵法意識を持つと同時に、社会良識を備えた善良な市民としての行動規範を確立するよう努める。

役員自ら、反社会的勢力、団体に対して毅然とした態度で臨むことが企業の倫理的使命であり、企業活動の健全な発展のために不可欠の条件であることを強く自覚し、企業としてそれらの勢力、団体との関係を決して持つことのないよう厳しく戒める。

従業員の反社会的勢力、団体との個人的関係の生成やその助長を防止するため、企業をあげてそれらの勢力、団体とは一切関係を持たない。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力の排除に向け、対応統括部署（総務部）を設置するとともに、拠点毎（各工場など）に不当要求防止責任者を選任している。また、「暴力追放愛知県民会議」や「愛知県企業防衛対策協議会」への参画などにより、反社会的勢力に関する情報を収集し、「不当要求マニュアル」に反映させるなどし、注意喚起を行っている。

さらに、企業行動倫理委員会での報告、定期的に行う「不当要求防止責任者講習」や「新入社員研修」、「昇格者研修」のひとつとして行う「不当要求講習」を通じ、役員および全従業員への周知徹底を行っている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

